

生徒心得

天草市立五和中学校

五和中学校の生徒としての誇りと自覚に基づいて、生徒心得を次のように定める。
(令和6年12月20日 改定)

1 通学に関すること

- 所定の通学路を通る。
- 自転車、その他の乗り物で通学する者は学校の許可を受ける。
- スクールバスを利用する者は、「スクールバスのきまり」を守る。
- 交通規則、通学規定を守り、安全な通学を心がける。
- 午前8時05分までに入室・着席ができるよう登校する。
- 各月の下校時刻を守る。

2 服装に関すること

(1) 制服

学校生活での服装は学校指定の制服を基本とする。以下のAまたはBから選択する。

	A	B
夏 服	・白色半袖ポロシャツ ・黒学生ズボン（ストレート）。	・セーラー服 ・吊りスカートまたはスラックス
中間服	・白色長袖ポロシャツ ・白色長袖カッターシャツ	・夏季に準じる <u>夏服の上からカーディガンを着用可</u>
冬 服	・黒学生服（標準学生服） ・白色長袖ポロシャツ ・白色長袖カッターシャツ	・セーラー服 ・ジャンパースカートまたはスラックス
	・黒色タイツを着用可 ・トレーナー、セーターなどを着用可 ・ウインドブレーカーは、登下校時着用可（学校指定）	・黒色タイツを着用可 ・カーディガンを着用可 ・ウインドブレーカーは、登下校時着用可（学校指定）
その他	・衣替えは原則、6月・11月に行う。（前月1ヶ月間を移行期間とする。 <u>ただし、気温等を考慮して移行期間を変更することがある。</u> ） ・下着は派手でないものを必ず着用する。	

(2) 制服に伴う付属品等

	A	B
付 属 品 等	・ベルトは、幅3～4cm程度 （部活動のものは用いない） ・裏ボタンは、プラスチック製とする	・ベルトは幅3～4cm程度 ・スカート丈は、姿勢正しく膝をついて座ったとき、裾が床につく長さ

	共 通 事 項
色・着脱等	○トレーナー・セーター・マフラー・手袋・ネックウォーマー等の色は、 <u>白・黒・紺・茶・灰色の単一色で、派手でないものとする。</u>
	○カーディガンの色は、黒または紺とする。
	○登校時にマフラー着用の際は、防寒着の中に入れる。
	○登校時にネックウォーマー着用の際は、顔の部分まで上げない。
	○手袋は、転倒時の安全性等を考慮し5本指のものを使用する。
	○防寒着の脱着は生徒玄関で行い、校舎内では着用しない。
	○使い捨てカイロについては持ってきてよい。

(3) 靴、体育館シューズ等

通学靴	・柄、模様、ラインのない無地の白の運動靴 ・体育の授業で兼用できるもの ・指定された場所（かかと）にフルネーム記名	
上靴	・学校指定の上靴 ・指定された場所（かかとと甲の二カ所）にフルネームで記名	
体育館シューズ	・学校指定の体育館シューズ ・指定された場所（かかと）にフルネームで記名	
靴 下	・色は白、黒、紺、グレーとし、行事の際は白色とする。 ・ワンポイントまでは可 ・くるぶしソックスは禁止	

3 頭髪等に関して

- 中学生としてふさわしい髪型とする。特別な髪型は禁止する
- ・例として、髪を立てる・ツブブロック・アシンメトリー・ソフトモヒカン等

男 子	女 子
・前髪は、目にかからない。 ・後髪は、襟にかからない。 ・横髪は、耳がかくれない。 ・もみあげは、耳たぶのラインまで。 	・前髪は、目にかからない。 ・後髪が肩についたらゴムで結ぶ。 ・ <u>後髪は、結んだ状態で脇まで。</u> ・結び目は、耳のラインより下。 ・横髪が、邪魔な場合はピンでとめる。 ・ピンは最低限とし、運動時は使用しない。 ・ゴム、ピンは飾りがなく、色は、黒、紺、茶等の単一色で、派手でないもの。 
《 禁 止 事 項 》	
・ワックス、整髪料の使用 ・パーマ ・化粧、装飾（眉描き、爪磨き等を含む）	・染髪、脱色、そりこみ ・眉そり、眉抜き、そり込み ・制汗剤、香水の使用

4 所持品等に関して

- 通学カバン、補助バッグともに、学校指定のものを利用する。
- 学習活動に必要なものだけを携行する。
- 日焼け止めは基本、家で塗ってくる。部活動前に塗り直してよい。女子は更衣室、男子は保健室で塗り直す。

5 その他

○特別な事情がある場合は、保護者を通じて学校に相談する。